

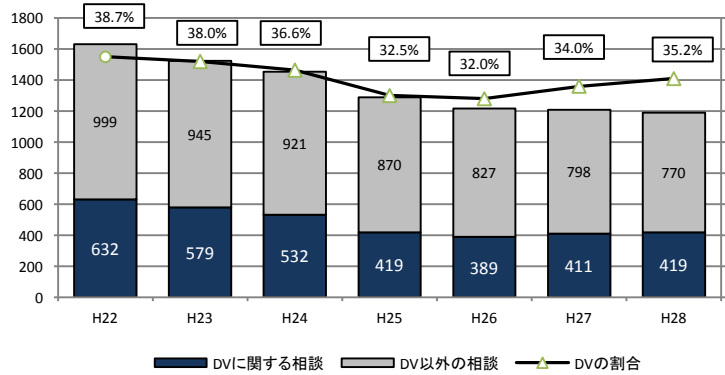
高知県のDVに関する状況について

県内のDVの状況

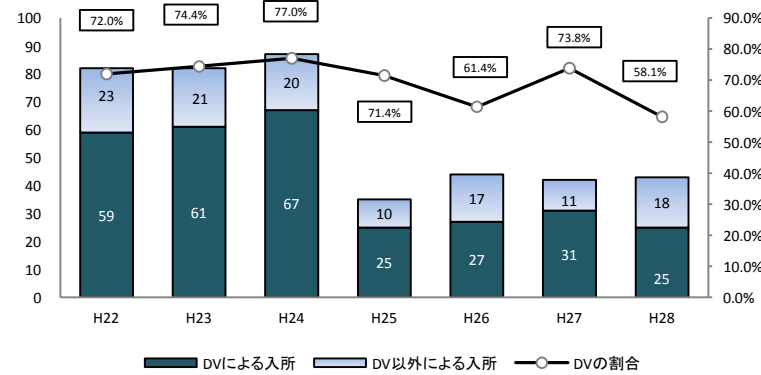
【女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)実績】

近年、相談件数は緩やかな減少傾向に、一時保護件数は25年度に大きく減少し、その後DVによる入所件数は、20件後半から30件の間で推移している。うち、男性からの相談件数は年間数件程度で推移、男性のDV被害者の一時保護については、24年度に2件見られた。一時保護の平均在所日数は11日から16日と2週間程度で推移しており、一時保護者のうち5割から7割の方が同伴者(うち約9割は中学生以下の児童。)を伴っている。また、精神的なケアが必要など、**複雑・多様な事情を抱えた対応困難なケースもあることから、引き続き関係機関との連携が必要。**

●相談件数推移(※月ごとの実人数を足したもの)



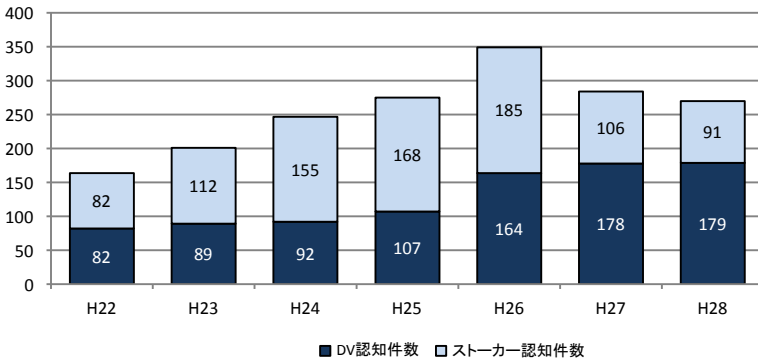
●一時保護件数推移



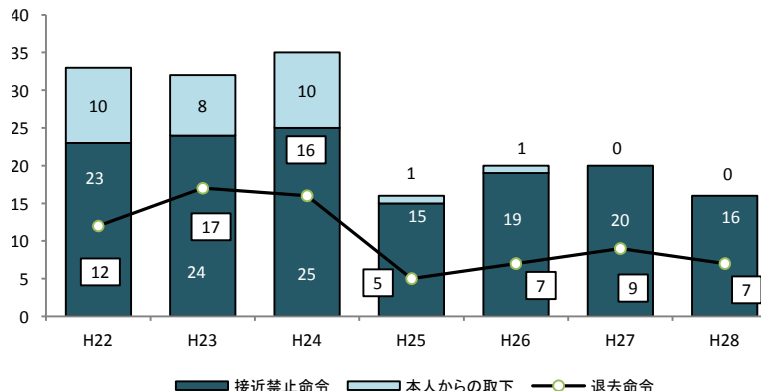
【警察・裁判所 DV関連実績】

高知県警察では、DV事案に対しては事件化や加害者に対する指導・警告などを行っているものの、管内におけるDVの認知件数は増加傾向にある。ストーカーの認知件数については、H24～H26年度については増加が著しかったが、H27年以降は、90～100件台の間で推移している。一方、裁判所からの接近禁止命令や退去命令は平成24年度をピークに減少、25年度からは、15件から20件の間で推移している。

●高知県警察におけるDV及びストーカー認知件数推移(暦年)



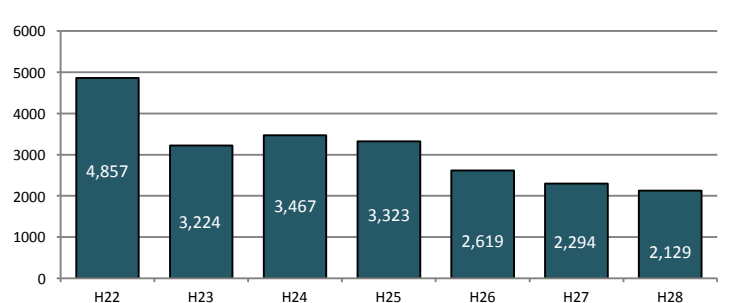
●DV防止法による保護命令の状況



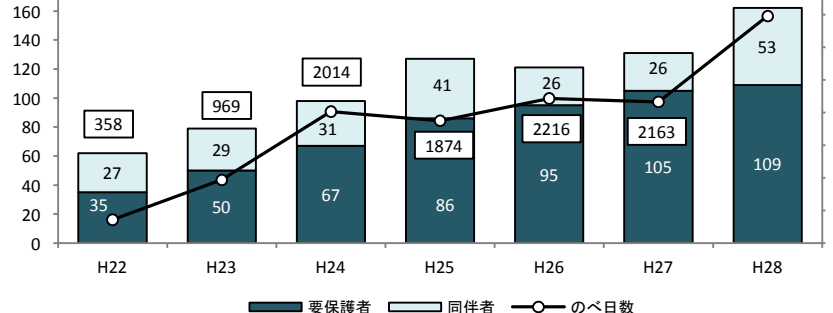
【民間シェルター「あいあいネット」実績】

相談件数については、平成22年度をピークに減少傾向にあるが、一時保護は件数及びのべ保護日数ともに増加傾向にある。DV被害者支援における**民間シェルターの役割が重要**なことから、県では、平成19年度から運営費補助を実施している。(H19～:532千円、H20～:721千円、H28～1,000千円)

●相談件数推移(※のべ件数)



●一時保護件数推移



県の主な取組実績など

- (民間支援団体と連携した広報・啓発等の実施)
 - ・相談窓口周知・啓発用ポケットカードの作成及び街頭等での配布・量販店等での掲示、高知城パープルライトアップの実施。
- (ブロック別DV関係機関連絡会議、DV対策連携支援ネットワークの開催)
 - ・ブロック会議:市町村(DV担当課、母子、福祉、高齢者、障害者などDV被害者に関わる幅広い所属)、警察署を中心とした関係団体が出席。県内5ヶ所(福祉保健所のブロックごと)で開催。県内のDVの状況を説明した他、少人数のグループにわかれ、それぞれの取組状況や課題等を出し合い、意見交換を行う場も設けた。
- (専門研修及びスーパーバイズの実施による、相談員の専門性の向上)
 - ・こうち男女共同参画センター『ソレ』での、相談員スキルアップ研修の実施(3回/年)
 - ・県外等で開催される専門研修に相談員等を派遣、スーパーバイズによる専門性の向上を図った。
- (民間施設や社会福祉施設等との連携による避難場所の事前確保)
 - ・一時保護委託先として、母子生活支援施設、児童養護施設、民間シェルター等と年度当初に契約。
- (民間シェルターへの活動費助成)
 - ・「民間シェルター運営費補助金」による活動費の補助
[H19～:532千円、H20～:721千円、H28～1,000千円]
- (ソレにおける男性相談の実施)

国や他県の動き等

DV防止法の保護対象が拡大されるなど、DVやストーカーの被害者保護の視点での法改正が行われた。また、他県の一部では、従来見落とされがちであった**男性や性的少数者のDV被害者等に対する配慮、対応の充実**を明記したDV基本計画が策定(改定)が行われている(長野県、福岡県など)。

【法律の改正等】

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
 - ・生活の本拠を共にする交際相手(同棲相手)からの暴力も法の適用対象になった。(平成25年改正)
- 「ストーカー規制法」
 - ・国及び地方公共団体が、婦人相談所その他適切な施設による被害者の支援及び、民間組織活動の支援等を図るため、必要な体制整備や財政上の措置等を講ずるよう努めることが規定。(平成25年改正)
- 「刑法」
 - ・110年ぶりに、性犯罪関連規程を大幅に見直し。強姦罪の名称を「強制性交等罪」に変更し、法定刑を引き上げたほか、「親告罪」規程を撤廃する等、性犯罪を厳罰化した。(平成29年7月施行)

【男性のDV被害状況】

- ・「この1年間の配偶者からの被害経験の有無」について、男性から「何度もあった:9.5%」「1、2度あった:29.9%」との回答が寄せられている。(「男女間における暴力に関する調査報告書(H27.3 内閣府)」より)

【AV出演強要・JKビジネス問題】

- ・アダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス問題の深刻化に伴い、国の関係府省が対策会議を設置した。

市町村のDV基本計画策定状況

※平成28年9月基本計画策定状況調(内閣府)時点
DV被害者支援のベースとなる**DV基本計画を策定済みの市町村は10市町村**(高知市、南国市、土佐市、四万十市、香南市、いの町、中土佐町、佐川町、黒潮町、芸西村)にとどまっている(※男女共同参画プランとの一体的な策定を含む。)